

「令和6年10月社会保険適用拡大に伴う被扶養者の減員の届出について」に関する「よくある質問と回答」

質問 1: 社会保険適用拡大に伴う被扶養者の減員とはどういう意味ですか？

回答 1: 社会保険適用拡大※に伴い、これまで被扶養者として認定されていた方が、条件を満たすことで自ら社会保険に加入する必要があることがあります。その結果、被扶養者から外れる(減員)ことを意味します。

※社会保険の適用対象になる企業の従業員数(現在の厚生年金の適用対象者数)が101人以上から51人以上に拡大

質問 2: 被扶養者は社会保険の適用対象になるのでしょうか？

回答 2: 被扶養者や勤務先に確認してください。当組合や所属所に問い合わせ頂いても回答することができません。勤務する企業の従業員数や雇用契約の内容によりますので、適用対象になるかは勤務先での判断になります。適用対象になることを確認後、減員手続きを行ってください。ならない場合は減員の手続きは不要です。

質問 3: どのような条件で被扶養者から外れることになりますか？

回答 3: 以下の条件を全て満たすと、社会保険の適用対象になり、被扶養者から外れることとなります。※適用対象かは勤務先での判断になります。

従業員数(現在の厚生年金保険の適用対象者数)51人以上の企業に勤務し、

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額88,000円以上
(基本給及び諸手当を指します。通勤手当・残業代・賞与は含みません。)
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

質問 4: 収入が 130 万円未満でも減員手続きが必要でしょうか？

回答 4: 社会保険の適用対象になった場合、収入に関わらず減員手続きが必要です。

質問 5: 令和6年10月以降でも適用対象になる場合はあるのでしょうか？

回答 5: 例えば、被扶養者の勤務する企業の従業員数が 50 人以下から 51 人以上になった場合、適用条件を満たせば、社会保険の適用対象になり、減員手続きが必要です。詳細は勤務先に確認してください。

質問 6: 減員手続きの減員理由と添付書類は何でしょうか？

回答 6: 次のとおりです。

事由ごとの減員理由

1. 就職「就職」
2. 雇用条件に変更があり、適用拡大によって社会保険取得「その他 雇用形態変更」
3. 雇用条件に変更がなく、適用拡大によって社会保険取得「その他 適用拡大による社保取得」

事由ごとの添付書類 ※提出内容によっては、追加書類を求めることがあります。

1. 就職(就職日と資格取得日が同日の場合) 「健康保険証の写し」
就職(就職日と資格取得日が異なる場合) 「就職日がわかる書類」
2. 雇用条件に変更があり、適用拡大によって社会保険取得「雇用形態変更証明書」
3. 雇用条件に変更がなく、適用拡大によって社会保険取得「健康保険証の写し」

質問 7: 扶養者の減員手続きする場合は被扶養者証の返却は必要ですか？

回答 7: 必要です。減員手続きの際に返却してください。